

## ●市補助金の考え方について

単位子ども会には、市から『(会員数×450円) +10,500円』の市補助金が交付されます。市補助金は税金なので、適切に使用してください。

### ① 市補助金で使用できる経費

消耗品費（紙、封筒、文具、食材、3万円未満の備品）、記念品（参加賞、賞品など）、会場使用料、講師料、業務委託費（託児、音響など業者へ依頼するもの）、手数料、通信費（切手代など）、修繕費（旗、ユニホームの修繕など）、交通費（バス・電車代など）、ゲーム代（ボウリングなど）

### ② 市補助金で使用できない経費

上記以外の、人件費、金券、交際費・懇親費、リース料、3万円以上の備品、お茶代・お菓子代など

### ③ 市補助金の積算について

市補助金は、紙、文具などの消耗品購入費、会場使用料、講師料、記念品購入費などの「市補助金で使用できる経費」を合計し、市補助金の金額と同額分を計上します。毎年度申請額を全て使用することを前提とし、積算した結果、やむを得ず市補助金の金額に到達しない場合などは、寄付等の処理により、残高が残らないようにしてください。なお、お茶代、食事代は市補助金で計上できませんのでご注意ください。

### ④ 書類などの保管について

市の監査により、市補助金の使用状況を確認する場合があります。5年間は、書類、レシートを保管してください。また、紛失や不正がないようにご注意ください。